

臨床研修について

- ①臨床研修施設指定の基準（素案）
- ②臨床研修目標
- ③診療施設数データ

臨床研修施設指定の基準（素案）

施設、人員等に関する基準

獣医師		歯科医師
（産業動物獣医師を対象とした現基準）	（小動物獣医師を想定した案）	
単独指定研修施設 公益性を有する他 ①常に勤務する獣医師が4名以上。 ②研修指導責任者及び研修委員会を置き、円滑に臨床研修を行い得る体制。 ③診療簿等の病歴の管理が適切に行われている。 ④年間の診療件数が臨床研修を行うに十分である。 ⑤疾病の原因究明のための剖検を行い得る体制。 ⑥臨床検査及び手術を行い得る体制。 ⑦研修に必要な施設、図書、資料の整備。		単独研修施設、主たる施設（8ヶ月） ①開設歴が3年以上。 ②歯科を標榜。 ③常に勤務する歯科医師が3名以上。 ④研修歯科医師数の半数以上の指導歯科医師の確保。 ⑤歯科主要設備及び研修歯科医の診療台の確保。 ⑥歯科衛生士又は看護婦の適当数の確保。 ⑦図書、雑誌の整備及び研修・研究活動。
群指定研修施設 群として前記の②から⑦までの要件 ①診療施設群には、基幹診療施設を置くものとし、基幹診療施設と他の診療施設とは相互に臨床研修について連携ができ得る体制にあること。 ②個々の診療施設において常時診療業務に従事する獣医師が4名以上いる施設であること。	大学と連携して研修を行う施設 ①大学の診療施設との連携が十分とれること。 ②常に勤務する獣医師が3名以上。 ③診療簿等の病歴の管理が適切に行われていること。 ④年間の診療件数及び内容が臨床研修を行うに十分であること。 ⑤研修獣医師数の半数以上の指導獣医師が確保されていること。 ⑥基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。 ⑦研修に必要な施設、図書、資料の整備。	従たる施設（研修は原則4ヶ月） ①主たる施設との連携。 ②開設歴が3年以上。 ③歯科を標榜。 ④常に勤務する歯科医師が2名以上。 ⑤研修歯科医師数の半数以上の指導歯科医師の確保。 ⑥歯科主要設備及び研修歯科医の診療台の確保。 ⑦歯科衛生士又は看護婦の適当数の確保。

大学と連携して研修を行う施設

	運用・細則
①大学の診療施設との連携が十分とれること。	・定期的に、合同症例検討会（カンファレンス）が組織的に行われる体制であること。 ・原則として疾病の原因究明のため剖検が必要な症例については、大学等に検体を送付し検討を行う体制が取られていること。 ・一定期間、臨床研修獣医師は診療を大学の診療施設で行うこと。 ・獣医師の往来、医療機器の共同利用が可能であること。 ・大学診療施設と協力施設の距離は特に制限するものではないが、緊密な連携を保つ必要性から、著しく離れたものは適当でない。
②常に勤務する獣医師が3名以上。	・診療経験が3年以上ある獣医師が3名以上であること（指導獣医師を含む）。
③診療簿等の病歴の管理が適切に行われていること。	・診療した飼育動物の動物種、病態、疾患ごとの症例数などを一定期間ごとに集計、解析できる体制であること。
④年間の診療件数及び内容が臨床研修を行うに十分であること。	・年間診療件数が勤務獣医師1人あたり〇〇件以上あること。 ・診療内容の〇〇%以上が、予防接種、寄生虫予防以外の内容であること。 ・年間の手術数が〇〇例を越えること。

⑤研修獣医師数の半数以上の指導獣医師が確保されていること。	
⑥基本的な臨床検査及び手術を行い得る体制であること。	・血液・尿・糞便検査を行う検査機器、エックス線装置、画像診断医療機器等 ・手術施設
⑦研修に必要な施設、図書、資料の整備。	・国内外の専門図書及び雑誌 ・年間少なくとも〇〇万円以上の図書を購入

臨床研修のプログラム等に関する基準

医師	歯科医師	獣医師（案） （現在基準は特になし）
病院群に関する基準 ① 研修目標、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めた合同の研修プログラムを有すること。 ② 研修プログラムの管理及び評価を行うため、合同の研修委員会を持ち、主病院の研修における責任が明確であること。 主病院及び従病院の各々が満たさなければならない基準 研修プログラムに基づく臨床研修についての教育責任者及び研修委員会を置いていること。	研修プログラムに関する基準（複合型） ① 研修施設グループ内で研修目標、計画、指導体制などを定めた合同の研修プログラムを有すること。 ② 研修責任者及び研修委員会の設置	① 研修目標＊、研修計画、指導体制及びその他必要な事項を定めたプログラムを有すること。 ② 研修プログラムの管理、評価及び臨床研修獣医師の研修目標達成度を評価する研修委員会及び研修責任者を設置すること。 ③ 施設ごとに指導獣医師の中から責任者を設定すること。

＊ 平成5年3月25日付け農林水産省畜産局長通知

指導医に関する基準

	指導医師の要件	指導歯科医師	指導獣医師（案） （現在基準は特にない）
必須		①一般歯科診療についての的確に指導し、適正に評価が行えること。 ②臨床経験年数が原則１０年程度あること。	①臨床経験年数が原則１０年程度あること。
いずれか	①少なくとも１０年前後の臨床経験を有し、十分な指導力と最近の２年間ににおいても相応の業績発表を有すること。 ②各専門学会が認定している認定医等の資格を有すること。 ③精神科、皮膚科、泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科については少なくとも５年以上の臨床経験を有し、かつその経験、訓練、業績発表等から十分な指導力があると認められること。	③歯科医教育機関での臨床教員歴を３年以上有すること。 ④指導歯科医講習会を受講していること。 ⑤日本歯科医学会分科会の認定医であること。	②獣医師教育機関での臨床教員歴を３年以上有すること。 ③学術団体等が実施する研修等の受講及び最近の３年間に於いて相応の業績発表※を有すること。 ④学術団体が認める認定医であること及び最近の３年間に於いて相応の業績発表※を有すること。 ⑤学術団体が認める専門医であること。

※ 日本学術会議に登録された団体の発行する審査体制のある雑誌へ最低１本の臨床に関する論文掲載及び年１回程度の学会発表実績

臨床研修目標

平成5年3月25日付け農林水産省畜産局長通知

1 目標

臨床研修は、獣医師が、適切な指導体制のもとに、獣医学教育課程において習得した獣医学に関する知識、技能を臨床実務に応用できるものとして体系化し、獣医学の進歩に対応して自ら診療能力を開発しうる基礎を養うとともに、獣医療に対する社会的要請についての理解を深めること等により、臨床技術の向上を図ることを目的とする。

2 一般目標

- (1) 獣医学教育課程において習得した獣医学に関する知識・技能を臨床実務に応用できるものとして体系化する。
- (2) 科学的思考力、応用力、判断力を身につける。
- (3) 暖かい人間性と広い社会性を身につける。
- (4) 臨床経験を通じ、総合的視野、想像力を身につける。
- (5) 飼育動物の飼養者の獣医療に対する要望及び飼育動物に対する保健衛生指導の対応を学ぶ。
- (6) 獣医療における経済性を学ぶ。

3 研修内容

臨床研修においては、実際の臨床例の診療等を通じ、以下の項目を修得し、その体系化を行うことを目標とする。

(1) 基本的診察法

次の基本的診察法について主要な所見を正確に把握できることとすること。

- ①りん告（病歴、症状、経過等）の聴取法
- ②視診、打診、聴診等の診察法

(2) 基本的検査法

次の基本的検査法について適応を決定するとともに必要に応じて自ら検査を実施し、結果を解釈できることとすること。

- ①血液検査（血液一般検査、血液生化学的検査等）

②理学的検査（超音波検査、エックス線検査等）

③その他の検査（尿検査、ふん便検査、細菌検査等）

（３）基本的治療法

薬剤の処方、化学療法、輸液療法等の基本的治療法について、適応を決定し、実施できることとすること。

（４）基本的手技

保定、注射法、滅菌消毒法、子宮洗浄、分娩介助法等の基本的手技について適応を決定し、実施できることとすること。

（５）基本的外科手術

基本的外科手術（麻酔法等を含む。）について、適応を決定し、実施できることとすること。

（６）病理解剖

必要に応じて自ら実施し、結果を解釈できることとすること。

（７）診療計画・評価

必要な獣医療情報の収集、症例の検討により、総合的に問題を分析・判断し、評価ができることとすること。

（８）文書記録

診療簿、検案簿等の文書を適切に作成し、管理できることとすること。

（９）保健衛生指導

飼料給与、消毒、ワクチンの選択、飼育に係る衛生管理の方法等について、適切な指導方法が決定できることとすること。

（１０）飼育動物の飼育者との関係

飼育動物の飼養者との良好な人間関係のもとで問題に対処できることとすること。

（１１）獣医療関係者との関係

獣医師、家畜人工授精師等の獣医療関係者と協調・協力し、的確に情報を交換し問題に対処できることとすること。

（１２）獣医療の社会・経済的側面

獣医療に関する法規、制度、地域の畜産事情、動物愛護、獣医療事故に対する対応等を学び、獣医療の社会・経済的な側面に対応できることとすること。

(参考)

診療施設数データ

(衛生管理課より調査依頼、回答数:33都道府県)

地域	小動物 診療施設数	就業獣医師数 2人以上の 診療施設数 (%)	就業獣医師数 3人以上の 診療施設数 (%)	就業獣医師数 4人以上の 診療施設数 (%)
北海道・東北 (5/7)	764	162 (21.2%)	45 (5.9%)	21 (2.7%)
関東 (東京以外) (8/9)	2,840	930 (32.7%)	352 (12.4%)	178 (6.3%)
東京都	1,266	398 (31.4%)	153 (12.1%)	74 (5.8%)
北陸・東海 (4/7)	367	99 (27.0%)	27 (7.4%)	15 (4.1%)
近畿 (4/6)	1,296	293 (22.6%)	81 (6.3%)	44 (3.4%)
中国・四国 (6/9)	634	112 (17.7%)	32 (5.0%)	20 (3.2%)
九州 (5/8)	620	133 (21.5%)	31 (5.0%)	10 (1.6%)
全国 (33/47)	7,787	2,127 (27.3%)	721 (9.3%)	362 (4.6%)